

武雄市農業委員会

令和2年8月総会議事録

令和2年8月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和2年8月5日(水)
(開会) 13時00分 (閉会) 13時45分
2. 場 所 武雄市文化会館 ミーティングホール
3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
 渕 良昭、諸岡登志彦、小柳 満、小田康信、西村栄義、荒川宏文、諸岡秀一、
 笠原 武、中島敏秋、小柳信博、小瀧 博、大宅 潔、光岡政範、山口 浩、
 松岡義信、田淵清徳、下平秀昭、永尾廣次、鈴山春樹、宮原洋昭、平川 香、
 橋口和彦、立川浩吉(以上23名)
5. 協議事項
- | | | |
|-------|---------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 10件 |
| 議案第3号 | 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について | |
| 議案第4号 | 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について | 1件 |
| 報告第1号 | 農地等形状変更届出について | 1件 |
6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間となり、令和2年8月の武雄市農業委員会「総会」の準備が整いました。

本日は農業委員全員に出席いただいております、在任委員の過半数以上の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和2年8月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第4号までの審議をお願いいたします。本日の議事録署名人に、7番中村委員、12番古川委員を指名いたします。それでは、議案審議に入る前に事務局から報告事項をお願いします。

事務局 7月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が3件提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。
申請番号1番・2番を一括でご説明します。権利の内容は所有権移転。土地はどちらも〇〇町で申請番号1番が田1筆で面積が36㎡。申請番号2番が田2筆で面積が36㎡。それぞれの農地を交換したい。ということで申請が提出されています。農地の価格はどちらも発生をしていません。

申請番号3番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田4筆、計1,580㎡。譲渡人は「市外在住のため管理できない。」譲受人は「現在耕作している土地であり、経営規模を拡大したい」といことで申請が提出されています。農地の価格は10a当たり〇〇万円です。

以上、申請番号1番から3番については、3つの判断基準全てを満たしていると判断しております。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この3件について地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に意見も無いようですので、質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による3件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請につきましては、許可することに決定しました。

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が10件提出されております。

このうち1番の案件は、私の同居家族が譲渡人ですので、私が退席をします。まず1番の審議と議決をお願いします。その後、2番から10番までの審議と議決をお願いします。では、農業委員会等に関する法律の規定により、私は退席しますので、1番の議事を18番の相原会長職務代理者をお願いします。

(佐佐木会長退室。相原会長職務代理者、議長席に着席)

会長職務代理者

議長を交代して議事を続けます。議案第2号申請番号1番について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号について説明いたします。
申請番号1番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、計499㎡。
「子どもの成長に伴い手狭になったため、一般住宅の建設を計画したが、現在の住居が土砂災害特別警戒区域内であるため、将来を考え、両親と同地区

内にある申請地に一般住宅を建設したい。」という事で、申請書が提出されています。工事完成時期は令和3年3月31日です。農地区分は「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」で第1種地。許可基準の該当事項は「日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」で許可し得る。と判断しております。

会長職務代理人

事務局の説明が終わりました。

この案件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会長職務代理人

特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会長職務代理人

他に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。

申請番号1番について、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会長職務代理人

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による申請番号1番の許可申請につきましては、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

事務局は会長へ入室をするよう伝えて下さい。私はこれで降壇します。

(佐佐木会長入室し議長席へ戻る。相原会長職務代理人、議長へ戻る)

会 長

議長を交代して議事を続けます。

議案第2号の申請番号2番から10番について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい。議案第2号の申請番号2番から説明させていただきます。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、計311㎡。「申請地は近くに商業施設もあり、住環境が良いため、住宅地として販売

したい。」ということで、宅地分譲1区画を計画され、申請が提出をされています。工事完了時期は令和3年1月31日です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域内にある農地」ですので第3種農地で、許可し得ると判断しております。

申請番号3番。権利の内容は使用貸借権設定。土地は〇〇町の畑1筆、計540㎡。「現在賃貸住宅に住んでいるが、手狭になってきたため、住環境の良い申請地に一般住宅を建設したい」という事で申請が提出をされています。工事完了時期は令和3年3月31日です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域内にある農地」ですので、第3種農地で許可し得ると判断しております。

申請番号4番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆、計535㎡。「実家の敷地内に住宅建設を検討したが、冠水常襲地であるため、将来のことも考え実家に近い申請地に一般住宅を建設したい。」ということで申請が提出をされています。工事完了時期は令和3年11月です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」は許可し得ると判断しております。

申請番号5番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆・田1筆。計334㎡。「和牛繁殖経営を行っているが、牛舎敷地にスペースがないため、わら置場と駐車場を整備したい。」ということで申請が提出されています。農振除外の軽微な変更は済んでおります。工事完了時期は、令和2年11月30日です。農地区分は「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」で第1種農地。許可基準の該当事項は「農業用施設」で許可し得ると判断しております。

申請番号6番。権利の内容は使用貸借権設定。土地は〇〇町の畑1筆。609㎡。「現在借家住まいをしているが、家族が増え手狭になってきたため、実家の隣に一般住宅を建てたい。」ということで申請が提出されています。工事完了時期は令和3年3月31日です。農地区分は「水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設が存する。」第3種農地で許可し得ると判断しています。

申請番号7番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆、計69.5㎡。現在住宅兼店舗の敷地に、余地がなく、来客時には国道沿いに駐車ため、危険で困っているため、申請地に駐車場を整備したい。」ということで申請が提出されています。工事完了時期は、令和2年9月15日。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可

し得る」と判断しています。

申請番号8番。権利の内容は賃借権設定の一時転用。〇〇町の田5筆、計2002㎡。九州新幹線工事に伴う延伸申請で、令和2年4月15日付けで令和2年6月24日までの期限で許可されていたもの期限を令和2年9月24日まで延伸される申請になっております。現在は農地への復元作業中であるとのこと。先ほども申し上げましたとおり、元々の許可が令和2年6月24日までのもので、今申請を提出されたのが、7月15日でしたので、始末書が添付をされております。農地区分は農用区域内農地。許可基準の該当事項は「一時的な利用に供されるもの」で許可し得ると判断しています。

申請番号9番。権利の内容は賃借権設定の一時転用。〇〇町の田5筆、計2970.83㎡。九州新幹線工事に伴う延伸申請です。(株)〇〇の一時転用で今回申請地について令和2年5月18日付けで令和2年9月30日までの期限で許可されておりますが、許可が切れる10月1日から令和3年6月30日まで新しく(株)大和建设が同じく一時転用をされる計画になっております。農地区分は「高速自動車国道のインターチェンジから概ね300m以内にある農地」ですので、第3種農地で許可し得ると判断しています。

申請番号10番。権利の内容は賃借権設定の一時転用。〇〇町の田1筆。計1,037㎡。長崎自動車道のトンネル内装塗装工事に伴い、現場事務所および駐車場として利用したい。ということで申請が提出されています。既に利用をされておりましたので、始末書が添付をされています。賃借期間は許可後から令和3年6月30日まで。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合」は許可し得ると判断しています。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件について地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございましたら、ご意見を伺います。

(質疑なし)

会 長 質疑が無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。
議案第2号農地法第5条の規定による申請番号2番から10番の9件の許可申請については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第5条の規定による申請番号2番から10番の9件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

《議案第3号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農業地利用集積事業計画（案）」についてご説明いたします。
1ページをご覧ください。「令和2年度第5号利用権設定計画（案）」を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、新規1件、1筆、669㎡。

橘町なし。

朝日町、田、再設定1件、2筆、2,615㎡。

若木町、田、新規2件、15筆、12,708㎡。
畑、新規、1件、1筆、201㎡。

武内町、田、新規1件、1筆、680㎡。

再設定2件、2筆、2,634㎡。

東川登町なし。

西川登町、畑、再設定、1件、1筆、347㎡。

山内町、畑、新規1件、1筆、3,000㎡。

北方町、田、新規1件、1筆、4,371㎡。
再設定1件、1筆、2,195㎡。
となっています。

3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については、11ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営地盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第3号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

—————《議案第4号 空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請について》—————

会 長 次に議案第4号を議題といたします。「空き家・空き地に付随した特例農地の指定申請」について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第4号について説明します。
申請番号1番。土地は〇〇町にあります、田2筆、畑1筆、計1,210㎡です。空き家の東側に続きのようにして申請地があります。32225番だけ空き家とは少し離れた場所にあります。空き家・空き地バンクの登録完了日は令和2年6月8日です。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号、空き家・空き地に付随した特例農地の1件の指定申請について、申請どおり特例農地として指定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号の空き家・空き地に付随した特例農地の1件の指定申請については申請どおり特例農地として指定することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届出について》

会 長 以上で議案は終了しますが、次に報告事項に移ります。
報告第1号「農地等形状変更届出について」1件が提出されております。この件について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。報告第1号についてご説明させていただきます。
番号1番。土地は〇〇町の田1筆、畑1筆。2筆の合計で834.36㎡です。
後継者もおらず、田としての利用が難しいため、嵩上げて畑として利用したということで届出がっております。変更時期は、令和2年7月20日から令和2年12月31日です。嵩上げの高さは2mから4.2mで土量は2,500㎡です。変更後はサツマイモを作られる計画です。
以上ご報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件については、地元委員さんから補足説明があれば、お願いしたいと思いますが、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

〇〇番委員 すみません。私がこれを見たときに所有者の名前が2人あったような気が

するのですが、どうなっていますか。

事務局 失礼いたします。〇〇、829㎡についてはお二人になられているのですが、未相続地になっておりまして、相続関係にある方の同意をもらわれております。〇〇は申出人本人の名義で申出人の欄にお一人での申請となっています。

会 長 相続ができていないのではないのか。

事務局 はい。

会 長 所有者は〇〇さんのお父さんがご主人でしょう。

事務局 はい。子どもさんがお一人でその方の同意をもらっておられます。

会 長 では問題ないですね。〇〇番委員いいでしょうか。
これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《閉会》

会 長 それでは以上をもちまして、令和2年8月の農業委員会総会を終わります。